

第12回労務費の基準に関する
ワーキンググループ
全国建設業協会資料

令和8年3月26日



令和7年2月14日に開催された内閣総理大臣及び関係大臣との建設業4団体との車座での申し合わせ事項で「技能労働者の賃金水準を概ね6%引上げ」を基に周知用のポスターを作成。

令和7年4月1日に「建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について」を发出。おおむね6%の上昇を目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を県協会会員企業に対し、協力を依頼した。

技能労働者の賃金引上げの推進!



全建労発第 1号
令和7年4月1日

各都道府県建設業協会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅 則
〔 公 印 省 略 〕

建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月14日に内閣総理大臣と関係関係出席のもと、「建設業団体との賃上げ等に関する車座」が開催されました。この中で、技能労働者の賃金について、令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げ等を踏まえ、民間工事も含め「おおむね6%の上昇」を目標とすることが申し合わせされました。

その内容等につきましては、令和7年2月21日付け全建労発第62号及び全建事発第138号・全建労発第63号により通知したところです。

このことを受けて、令和7年度は、下記の取組にご配慮のほどよろしく願いいたします。

記

1 令和7年の技能労働者の賃金引上げの推進

前述の申し合わせを踏まえて、本会が令和7年度事業計画に定めたとおり、さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会（以下「県協会」という。）におかれましては、おおむね6%の上昇を目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を県協会会員企業（以下「会員企業」という。）に周知をお願いしたところ、周知に当たっては、令和7年3月21日付けで県協会へ送付済みのポスターを活用し、賃上げが進むよう取り組んでいただきたいこと。

I. 会員企業が取り組む行動

1. 元請会員企業が注文者として取り組む行動

- (1) 本社（経営トップ）の関与
- (2) 下請との定期的な協議の実施
- (3) 公表資料に基づく提示価格の尊重
- (4) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- (5) 誠実な協議の実施と不利益な取扱いの禁止
- (6) 価格転嫁の算定方法の提案
- (7) 不当に低い下請代金の禁止

2. 下請会員企業が注文者として取り組む行動

1.の行動計画は、下請会員企業が、その先の下請に注文者として取り組む行動に準用する

3. 元請会員企業が受注者として取り組む行動

- (1) 相談窓口の活用
- (2) 根拠とする資料
- (3) 値上げ要請のタイミング
- (4) 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示
- (5) スライド条項の活用
- (6) おそれ情報による価格転嫁の取組
- (7) 労務費等の上昇により原価が請負代金を上回った場合の対応

4. 下請会員企業が受注者として取り組む行動

3.の行動計画は、下請会員企業が元請等に対して受注者として取り組む行動に準用する。この場合において、「発注者」とあるのは、「注文者」と読み替えるものとする。

5. 会員企業が注文者・受注者の双方の立場で取り組む行動

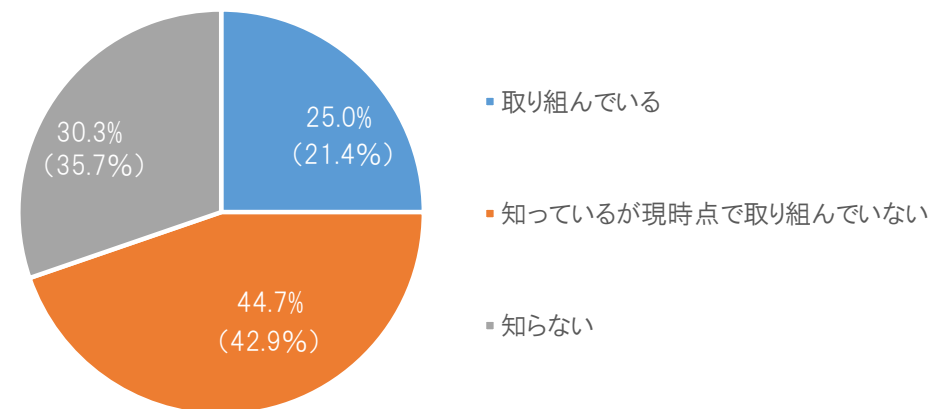
- (1) 定期的なコミュニケーション
- (2) 交渉記録の作成、注文者と受注者の双方での保管

II. 全建・各都道府県協会が取り組む行動

全建は、「価格転嫁相談室」において、本自主行動計画に関し、会員企業及びその取引先企業からの連絡・相談を受け付け、各都道府県協会と連携して必要な対応をとる。

各都道府県協会は、会員企業の「パートナーシップ構築宣言」について、策定状況を把握する等、その推進を図る。また、国、地方公共団体といった公共発注者等と労務費等の上昇等について定期的に意見交換を行い、会員企業における円滑な価格転嫁を後押しするとともに、会員企業からの価格転嫁に関する相談（スライド条項の活用等）にも対応するよう努める。

全建「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」(令和6年4月策定)の取組状況



※ () 内は前年度実績

資料：全建 令和7年度 働き方改革アンケート調査結果より

全国建設業協会統一様式 おそれ情報通知書（土木工事及び建築工事）を作成し、価格転嫁を推進

(一社) 全国建設業協会統一様式（土木工事）(案) (表面)

令和 7年〇月〇日

(発注者名) _____ 御中

東京都中央区八丁堀 2-5-1
〇〇建設株式会社

通知書

本件工事については、以下の資機材や労務に関して、価格の高騰又は供給の不足若しくは遅延が生じるおそれがあるため、建設業法第20条の2第2項に基づき事前にお知らせします。
当該おそれが顕在化した際は、協議に応じていただきますようお願いいたします。

工事名： _____ 工事

以上

1. 価格の高騰、供給の不足・遅延の発生が想定されるリスク

<input type="checkbox"/>	地域における需要の増加（需給のひっ迫）	<input type="checkbox"/>	自然災害（地震、台風、豪雨、豪雪、疫病等）
<input type="checkbox"/>	供給メーカー工場の火災、設備故障等	<input type="checkbox"/>	経済状況の変化に伴う物価（労務費）上昇
<input type="checkbox"/>	紛争や関税制度等の変更による資機材の価格高騰・輸入遅延		
<input type="checkbox"/>	その他（具体的な内容）		

注：上記1の記載は必須ではなく、原因が特定されている事象がある場合に記載してください。
必要に応じて記載内容を書き換えてください。

建設業法施行規則第13条の14第2項第1号関係 (裏面)

2. 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

高騰	不足	遅延	資機材名	高騰	不足	遅延	資機材名	高騰	不足	遅延	資機材名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生コン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	骨材・砕石
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄筋 (異形棒鋼)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	型枠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	H鋼、鋼矢板
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他仮設資材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	覆工板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基礎杭 (鋼管杭等)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	AS合材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	砕石(RC、MC)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	燃料
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法面保護材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	プレキャスト製品 (橋壁、縁石、L型街渠、積みブロック類等)				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	落石防止材 (ネット、ワイヤ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排水管 (塩ビ管、鋼管等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マンホール
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	じやかご (鋼材、砕石等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	インター ロッキング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	グレーチング
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()								

建設業法施行規則第13条の14第2項第2号関係

3. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

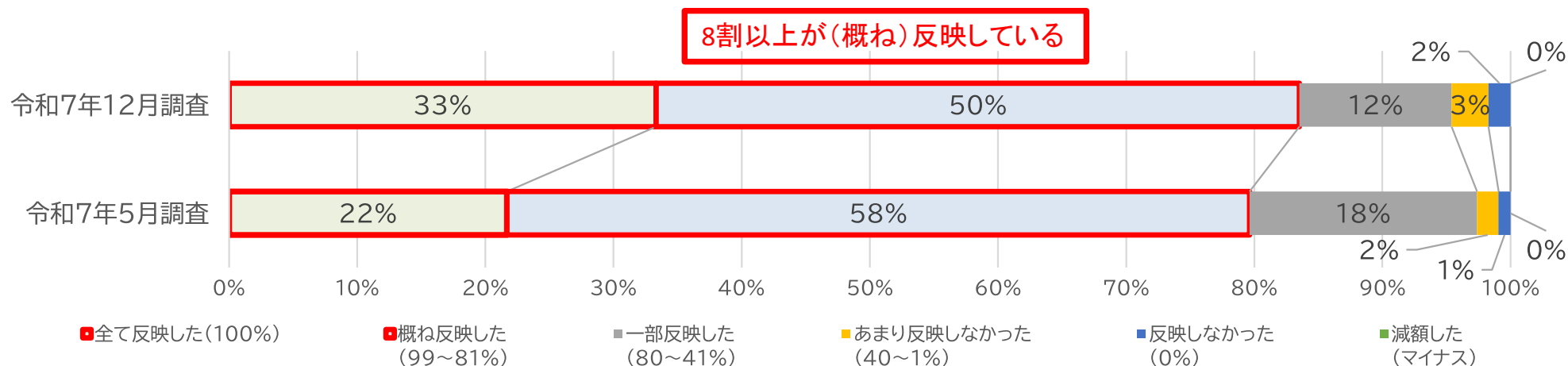
高騰	不足	職種	高騰	不足	職種	高騰	不足	職種
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	とび工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	型枠工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄筋工
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ブロック工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	造園工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法面工
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トンネル職種 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	橋梁職種 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特殊運転手
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般運転手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重機オペレーター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通誘導員 ()
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 ()

【参考】事象の把握のために必要な情報

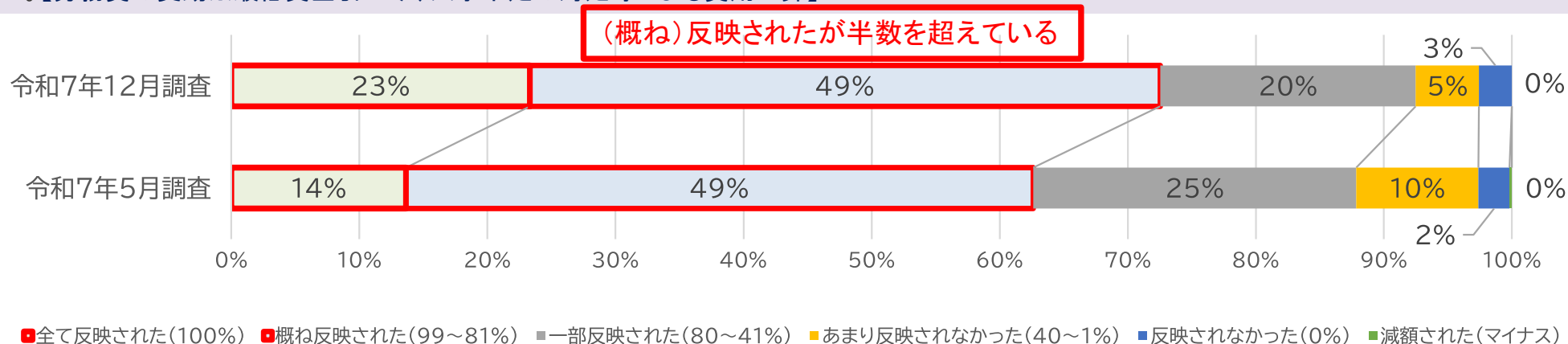
①添付資料
資料名： _____

②その他
・資機材・労務リスク情報（経済調査会）
<https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfomaiton/>

<発注側> 直近1年間で取引金額が最も大きい委託先との取引について、単価の決定・改定にあたり、委託先の労務費等の増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【労務費の変動※最低賃金引上げ、人手不足の対処等による費用上昇】



<受注側> 直近1年間で取引金額が最も大きい委託元との取引について、単価の決定・改定にあたり、変動コストの反映状況をお答えください。【労務費の変動※最低賃金引上げ、人手不足の対処等による費用上昇】



I. 地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト

全建は、令和3年度よりCCUSの一層の普及促進を図るため、「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を実施しており、本プロジェクト参画の46協会が地域ぐるみでのCCUS普及促進活動の推進に取り組んでいただいているほか、関係機関（国土交通省、厚生労働省、建設業振興基金）等との意見交換や要望を伝える場、及び取組内容の深化を図り、その水平展開を諮る目的として「地域CCUS推進委員会」を開催。



II. 労働安全を中心とした研修会でCCUSに関する制度等の説明を実施

全建は、現場技術者を対象に改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による災害防止や安全意識の向上、衛生管理体制の充実を図ることを目的に「労働安全を中心とした研修会」を全国19箇所で開催。当研修会の1項目としてCCUSの制度・目的や普及状況、導入メリット、今後の発展・計画等を説明。受講者数は900名以上（令和7年度）。



III. 建設キャリアアップシステムの活用推進を要望

全建では、10月15日開催の厚生労働省労働政策審議会「建設労働専門委員会」において、建設雇用改善計画（R8～R12）第11次の策定に向けた建設業の現状と課題に係るヒアリングを受け、今後に向けての課題・要望として、CCUSの活用推進を要望。

要望

全建アンケート調査による各都道府県協会の
会員企業のCCUS事業者登録状況は
7割の企業が「登録済」と回答

一方で活用状況は約8割が「未活用」と回答

CCUSの普及・活用拡大には
大きな利用インセンティブが必要

「スマホアプリ（建キャリア）の画面表示による資格者証の携行義務免除」
⇒法令上の携行義務が課されている技能講習終了証等への拡大の早急な実現

I. 制度の目的

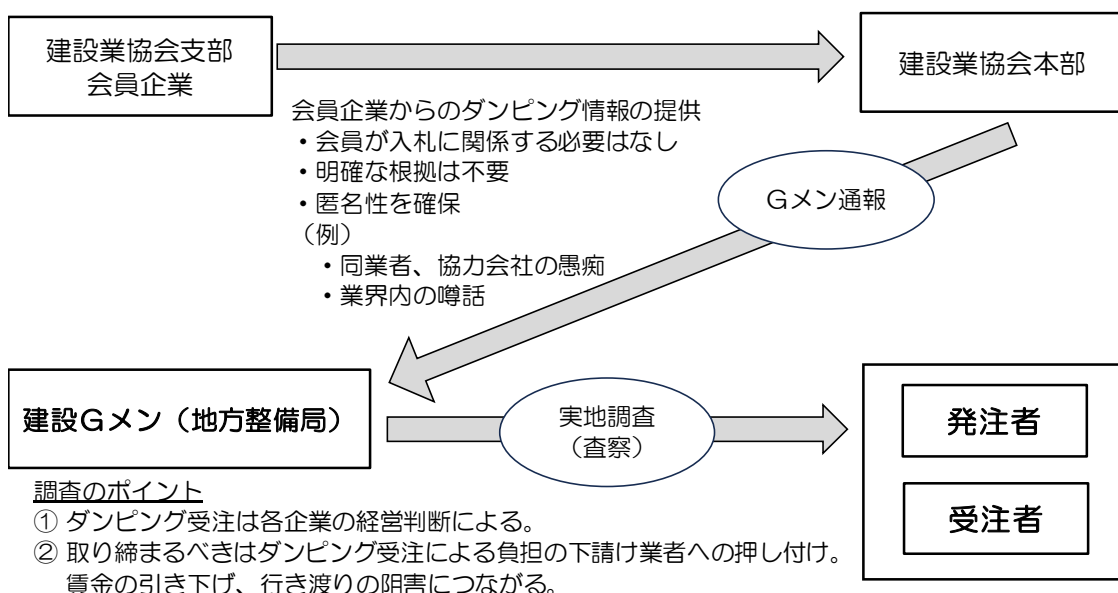
- ・高齡化の進行、若年入職者の減少により人手不足が深刻化しており、担い手の確保が課題となっている。
- ・入職者を増やすには処遇改善に取り組む必要があり、特に重要なのが、賃金の引上げと、元請下請間のすべての段階で賃金の行き渡りを担保することが必要である。
- ・それを阻害する要因であるダンピング受注を防止するため、建設Gメンを活用する「Gメン通報制度」を設けた。

II. 通報の対象

ダンピング受注に伴う負担を受注者が負うのは経営判断による。しかし、その負担を下請業者に押し付ける場合には、賃金の引き下げ、行き渡りの阻害につながるため、次のような入札があった場合を「Gメン通報制度」の対象としている

- ①民間建築工事において、叩き合いの結果、非常に安い価格を入れて落札した場合
- ②公共建築工事で官積算と実際価格との乖離幅が大きく、業者が潜り合いをして落札した場合。
- ③発注者が工事の設計積算する際に、業者から徴収した見積額を歩切りして入札予定価格を算出する隠れ歩切りが疑われる場合

III. スキーム



IV. 結果

○通報件数：年間数件（非公表）

- ・副次的な効果として、「駆け込みホットライン」への通報が増えたと聞いている。
- ・「泣き寝入りしない」という意識が広がりつつあると感じている。
- ・将来の不利益を恐れ諦めていた取引上の不当行為を訴える声が、水面下から噴き出ようとしていると考える。